

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-502663(P2005-502663A)

【公表日】平成17年1月27日(2005.1.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-004

【出願番号】特願2003-521261(P2003-521261)

【国際特許分類】

C 0 7 K	14/435	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
C 1 2 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

C 0 7 K	14/435	Z N A
A 6 1 P	31/04	
C 1 2 P	21/02	C
A 6 1 K	37/02	
C 1 2 N	15/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月19日(2005.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記に示されるアミノ酸配列を有する、マガイニンペプチド誘導体およびその医薬的に許容可能な塩。

G l y - I l e - G l y - L y s - P h e - L e u - H i s - S e r - A l a - L y s -
L y s - P h e - G l y - L y s - A l a - P h e - V a l - G l y - G l u - I l e -
X - A s n - Y - O H

(ここで、XはI l eまたはL e u、YはS e r、I l e、L e u、A r gおよびL y s
からなる群より選ばれる2つのアミノ酸残基を示す。)

【請求項2】

YがS e r - A r g、I l e - A r g、L e u - A r gおよびL y s - A r gからなる群
より選択される、請求項1に記載のマガイニンペプチド誘導体およびその医薬的に許容可
能な塩。

【請求項3】

YがS e r - A r gである、請求項2に記載のマガイニンペプチド誘導体およびその医薬的
に許容可能な塩。

【請求項4】

XがL e u、YがS e r - A r gまたはS e r - L y sである、請求項1に記載のマガイ
ニンペプチド誘導体およびその医薬的に許容可能な塩。

【請求項5】

下記に示されるアミノ酸配列を有する、マガイニンペプチド誘導体およびその医薬的に許
容可能な塩。

G l y - I l e - G l y - L y s - P h e - L e u - H i s - S e r - A l a - L y s -
L y s - P h e - G l y - L y s - A l a - P h e - V a l - G l y - G l u - I l e -
X - A s n - Y - O H

(ここで、XはM e t、YはS e r、I l e、L e u、A r gおよびL y sからなる群より選ばれる2つのアミノ酸残基を示す。)

【請求項6】

YがS e r - A r g、I l e - A r g、L e u - A r gおよびL y s - A r gからなる群より選択される、請求項5に記載のマガイニンペプチド誘導体およびその医薬的に許容可能な塩。

【請求項7】

YがS e r - A r gである、請求項6に記載のマガイニンペプチド誘導体およびその医薬的に許容可能な塩。

【請求項8】

請求項1～7のいずれかに記載のマガイニンペプチド誘導体の組み換え技術による製造方法であって、

- a . マガイニンペプチド誘導体のアミノ酸配列に従った遺伝子フラグメントを合成すること；
 - b . 遺伝子フラグメントをライゲートすること；
 - c . 組み換えプラスミドを構築すること；
 - d . 組み換えプラスミドを宿主細胞に形質転換すること；
 - e . 宿主細胞を培養してマガイニンペプチド誘導体を発現させること；
 - f . 宿主細胞からマガイニンペプチド誘導体を抽出すること；
 - g . 凍結乾燥によりマガイニンペプチド誘導体を精製すること；
- を含む、方法。

【請求項9】

請求項1～7のいずれかに記載のマガイニンペプチド誘導体の固相合成による製造方法であって、

- a . 固相担体としてH M P樹脂を用いて、アミノ酸のアルファアミンを9-フルオレニルメトキシカルボニル(F m o c)で保護すること；
 - b . ペプチド合成装置で残基を合成すること；
 - c . 合成されたペプチド誘導体を単離、精製および凍結乾燥すること；
- を含む、方法。

【請求項10】

請求項1～7のいずれかに記載のマガイニンペプチド誘導体またはその医薬的に許容可能な塩を含む抗菌剤。